

○ I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程

平成四年六月二十四日郵政省告示第四百六号
最終改正 平成十四年三月二十七日総務省告示第百六十八号

(目的)

第1条 この規程は、国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告（以下「I T U－T 勧告」という。）に準拠する国内標準の作成及び発行を公正かつ透明な手続により行う機関を認定することにより、I T U－T 勧告に準拠する通信システムの普及促進を図り、もって国民の利益の増進に資することを目的とする。

(国内標準機関の認定)

第2条 総務大臣は、I T U－T 勧告の区分ごとに1を限り、I T U－T 勧告に準拠する国内標準（以下「国内標準」という。）の作成及び発行を公正かつ透明な手続により行う機関（以下「国内標準機関」という。）を認定する。

2 前項の認定は、国内標準の作成及び発行を行おうとする機関の申請により行う。

(認定の基準)

第3条 国内標準機関の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であること。
- (2) 役員又は社員の構成が国内標準の作成及び発行の業務の公正かつ透明な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 国内標準を作成するのに必要な事務的能力及び技術的能力を有するものであること。
- (4) 国内標準の作成及び発行の手続が適正かつ明確に定められているものであること。
- (5) 前号の手続は、以下の要件を満たすものであること。
 - イ 作成の手続が特定の者を利することとならないものであり、かつ、国内標準の作成の際、その手続に従っていることの審査が行われるものであること。
 - ロ 作成した国内標準を広く一般に発行し、希望する者に適正な対価により入手ならしめるものであること。

(認定の申請)

第4条 第2条第1項の認定を受けようとする機関（以下「申請機関」という。）は、申請機関の名称、所在地及び対象とするI T U－T 勧告の区分を記載した様式第1の申請書に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 役員又は社員の構成
- (3) 国内標準の作成及び発行の事務を担当する主たる職員の履歴書
- (4) 国内標準の作成及び発行に関する手続

(認定証の交付等)

第5条 総務大臣は、第2条第1項の認定をしたときは、様式第2の認定証を交付する。

2 総務大臣は、前条の申請が第3条に掲げる基準に適合しないと認めるときは、申請機関にその旨を通知しなければならない。

(認定の告示)

第6条 総務大臣は、第2条第1項の認定をしたときは、次の事項を告示する。

- (1) 認定の年月日及び認定番号
- (2) 認定をした国内標準機関（以下「認定機関」という。）の名称及び所在地
- (3) 対象とするITU-T勧告の区分

(準拠するITU-T勧告の番号の明示)

第7条 認定機関は、国内標準の作成及び発行を行うときは、その国内標準が準拠するITU-T勧告の番号を明示しなければならない。

2 認定機関は、発行する標準がITU-T勧告に準拠しない場合は、その標準がITU-T勧告に準拠する旨の表示をしてはならない。

(変更の届出等)

第8条 認定機関は、第4条の申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第3の変更届を総務大臣に提出しなければならない。

2 認定機関は、第5条第1項の認定証に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の訂正をしたときは、その旨を告示する。

(報告)

第9条 総務大臣は、この規程を施行するため必要があると認めるときは、申請機関又は認定機関に対し、国内標準の作成及び発行の業務に関し報告をさせることができる。

(国内標準の作成及び発行の業務の廃止の届出)

第10条 認定機関は、国内標準の作成及び発行の業務を廃止したときは、遅滞なく、その廃止の時期及び理由を記載した様式第4の廃止届出書並びに第5条第1項の認定証を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を告示する。

(認定の取消し)

第11条 総務大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第7条第1項の規定に違反してITU-T勧告の番号の明示を怠ったとき又は同

条第2項の規定に違反して虚偽の表示をしたとき。

(3) 第8条第1項の規定により変更の届出をしなければならない場合において、その届出を怠ったとき。

(4) 第8条第2項の規定により認定証の訂正を受けなければならない場合において、認定証の提出を怠ったとき。

(5) 第9条の規定により報告をしなければならない場合において、その報告を怠ったとき。

2 総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該機関に通知するとともに、その旨を告示する。

3 前項の通知を受けた機関は、遅滞なく、総務大臣に認定証を返納しなければならない。

(電子情報処理組織による手続)

第12条 総務大臣は、次に掲げる手続について、電子情報処理組織（総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

一 第4条の規定による申請書の提出

二 第8条第1項の規定による変更届の提出

三 第10条第1項の規定による廃止届の提出

2 前項の規定により行われた手続については、当該手続を書面の提出により行うものとして規定したこの規程に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この規程の規定を適用する。

3 第1項の規定により手続を行う者は、第4条、第8条第1項又は第10条第1項の規定において書面に記載すべきこととされている事項についての情報その他必要な情報に、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報（以下「電子証明書」という。）と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書その他の総務大臣の使用に係る電子計算機により有効性を検証することができる電子証明書でなければならない。

5 第1項の規定により行われた手続は、同項の総務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

第13条 総務大臣は、第5条第2項の規定による通知について、電子情報処理組織（総務大臣の使用に係る電子計算機と、通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(改正の経緯)

改 正 平成十三年三月二十七日総務省告示第百六十八号

最終改正 平成十四年三月二十七日総務省告示第百六十八号

長 辺

総務大臣 殿

年 月 日

住所

名称及び代表者の氏名

印

機関の名称

機関の所在地

対象とする I T U-T 勧告の区分

短

辺

(日本工業規格A4)

様式第 2 (第 5 条関係)

長

辺

I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定証

I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定する。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
機関の名称	
機関の所在地	
対象とする I T U－T 勧告の区分	

年 月 日

総 務 大 臣 印

短 辺 (日本工業規格 A 4)

様式第3(第8条関係)

ITU-T勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定認定申請に係る事項の変更届

総務大臣 殿

年 月 日

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

名称及び代表者の氏名 印

認定番号 **第** **号**

認定年月日 年 月 日

下記のとおり認定申請に係る事項に変更がありましたので、I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 変更内容
- 2 変更年月日

短

辺

(日本工業規格A 4)

様式第4（第10条関係）

長
辺

I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行の業務の廃止届

総務大臣 殿

年 月 日

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

名称及び代表者の氏名

印

認定番号

第 号

認定年月日

年 月 日

下記のとおり国内標準の作成及び発行の業務を廃止しましたので、I T U－T 勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 廃止の時期

2 廃止の理由

短

辺

(日本工業規格A4)